

重ねて、集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明

- 1 安倍内閣は、2014年5月15日、安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の報告書に基づき、集団的自衛権の行使を認める方向で検討を進めることを明らかにし、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈変更の閣議決定を急ごうとしている。
- 2 日本国憲法は、かつて戦争と軍事力により多大な国民的犠牲が払われたことに対する深い反省に立ち、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（前文）ために平和的生存権を定め、第9条で一切の武力による威嚇・武力の行使を放棄、他国に先駆けての戦力の不保持、交戦権の否認を定めるなど、非軍事による徹底した恒久平和主義を基本原理としている。

これは、武力紛争の絶えない現代国際社会にあって、人類の進むべき未来を指し示す先駆的な意義を有する。

この徹底した恒久平和主義のもと、従前、政府は、「憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。」（1981年5月29日答弁）との解釈を今日まで維持してきた。

- 3 そもそも、集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利と定義されるものであり、「自衛」とは全く異質のものである。

これまでに集団的自衛権が行使された事例としては、アメリカによるベトナム戦争（1965年）、旧ソ連によるハンガリー侵攻（1956年）、チェコスロバキア侵攻（1968年）、アフガニスタン侵攻（1979年）、NATO諸国によるアフガニスタン・対テロ戦争（2001年）などであり、「集団的自衛権」の実態はいずれも、大国による小国に対する軍事介入を正当化する際の口実とされてきた。

日本国憲法の下でも、国民の生命・財産が外国から侵害を受けた場合に、その国民の生命・財産を守るために自衛権を行使する個別的自衛権の行使は認められるが、この個別的自衛権の行使に際しては、①日本に対する急迫不正の侵害（武力攻撃の発生）、②これを排除するために他の適当な手段がない、③必要最小限度の実力行使、という3要件を満たす必要があるとされている（1972年の政府見解）。そして、集団的自衛権は、日本に対する急迫不正の侵害（①の要件）がないことから、憲法上許されないと解釈されてきたのである。

4 ところが、安全保障法制の整備に関する与党協議会において自民党の高村正彦副総裁が示した座長試案では、①の急迫不正の侵害の要件について、日本または密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険へと拡大する事実上の閣議決定案が示された。しかしながら、これは文言の解釈の幅が広い不確定概念であり、他国防衛も含め、地理的限定がなく、時の政府の判断によっては恣意的な集団的自衛権の行使が容認されることとなり、他国が起こした戦争に何の歯止めもなく日本が参加することにつながりかねない。

そして、わが国が集団的自衛権を行使すれば、外国との戦争に巻き込まれて海外に派兵された自衛隊員が戦闘で多数死亡する事態だけでなく、相手国がわが国本土を直接攻撃することも予想される。集団的自衛権を行使することでかえって国民を危険にさらしかねない点を無視して、行使容認に向けた議論を進めることは許されない。

5 日弁連は、2013年5月31日の定期総会において「集団的自衛権の行使容認に反対する決議」、2014年5月30日の定期総会において「重ねて集団的自衛権の行使容認に反対し、立憲主義の意義を確認する決議」を採択するなど、集団的自衛権の行使認容に反対しており、当会も、同様の立場から、2014年3月18日、「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明」を発表するなどしてきた。

現憲法は、立憲主義の原理に基づき、憲法を最高法規と定め、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし（第98条）、国務大臣等の公務員に憲法尊重擁護義務（第99条）を課している。政府の解釈改憲によって集団的自衛権の行使を容認することは、恒久平和主義という憲法の基本原理を憲法改正手続によらずに捨て去る行為であって、立憲主義の否定である。

6 当会は、ここに重ねて、政府が憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を容認しようすることに対し、立憲主義及び徹底した恒久平和主義に反するものとして、強く反対する。

2014年（平成26年）6月27日

愛媛弁護士会

会長 田口光伸